

## 野田市総合教育会議運営要項（改正案）

（趣旨）

第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、野田市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 総合教育会議は、市長が招集し、議長となる。

2 総合教育会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を、あらかじめ構成員に書面で通知して行うとともに、市のホームページ等に掲載して公表するものとする。

3 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対し総合教育会議の招集を求めるときは、書面をもって行う。

4 総合教育会議は、定例会として年2回、開催する。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、法第1条の4第4項に規定する教育委員会の求めがあったときその他必要に応じて、随時、総合教育会議を招集することができる。

（協議題及び協議事項）

第3条 総合教育会議に、市長から協議・調整を申し出ることができる事項は、法第1条の4第1項に掲げる事項のほか、法第22条に規定される市長の権限に関わる事項に限定するものとする。

**2 総合教育会議においては、市長及び教育委員会が互いの立場を尊重しつつ自由な意見交換を行うものとする。**

**3** 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。ただし、会議開会後に公開しないことを決定した場合は、この限りでない。

（会議の傍聴）

第5条 総合教育会議の傍聴については、野田市教育委員会傍聴人規則（昭和59年野田市教育委員会規則第3号）の規定の例による。

（議事録）

第6条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1)出席者の氏名
- (2)議題
- (3)出席者の発言の概要
- (4)その他必要と認める事項

2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、総合教育会議の運営について必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要項は、平成27年8月26日から施行する。